

# 町村週報

（町村の購読料は会費）  
（の中に含まれております）**3324号**

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 横田真二：定価1部40円・年間1,500円（税、送料含む） 振替口座00110-8-47697

<https://www.zck.or.jp/>

鹿嶋神社 稚児舞（富山県朝日町）（写真提供・朝日町役場）

## も く じ

| 随情情                | 情                     | フ                                                                                | 政                                                                                                 |
|--------------------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 想報報                | 報                     | ォ                                                                                | 策                                                                                                 |
| 「束になつて」わくわくする未来を…… | 町村かわら版<br>町村ご当地キャラじまん | 高知県梼原町における集落活動センターの取組<br>自然保育の全国普及に向けてフォーラムを開催<br>Ⅱ 森と自然の育ちと学び自治体ネットワーク（事務局：鳥取県） | 特定地域づくり事業協同組合制度について<br>総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 課長補佐 富田 慶一<br>山形県丹形町長 森 富広<br>(19)(18)(17)(12) (7)(2) |

## コラム

### 生活に役立つカード —富山県朝日町のDX—

早稲田大学政治経済学院教授

稲 継 裕 昭

富山県の東端にある人口1万人の朝日町。町で一番大きなショッピングセンター「アスカ」入り口に、ポイント端末が置かれている。そばで観察していると、多くの人がそこを通るたびに「マイナンバーカード」を出して、端末に「ピッ」とそのカードを当てている。お年寄りも働き盛りの人も、ショッピングセンターを訪問した多くの人が、端末にマイナンバーカードをかざしているのだ。

これは町が推進するLoCoPi（ロコピ）と呼ばれるポイント・地域通貨事業の一環だ。LoCoPiは「local community Basic Point」に由来する造語で、マイナンバーカードを活用した地域活性化の取組である。町内で各種イベントへの参加、町内のあるところに置かれている端末にタッチすることなどで、ポイントが貯まっていき町の特産品をはじめとしたさまざまなモノが抽選で当たる仕組みとなっている。また、お金をチャージして交通チケットや地域通貨として使うこともできる。地元の店舗の多くが加盟店となっている。

特筆すべきは、この制度がマイナンバーカードと連携している点にある。従来の地域ポイントカードと異なり、新たなカードを発行する必要がなく、既に持っているマイナンバーカードがそのままポイントカードとして機能する。これにより、カード発行コストの削減や、

利用者の利便性向上につながっている。

朝日町のDXが目指される理由は、単なるデジタル化ではなく「住民が主体となる」点にある。博報堂との協働により、まず住民のニーズや行動パターンを徹底調査したうえでシステムを構築した。町民インタビューから明らかになった「地元への愛着はあるが、買い物や行政サービスで不便を感じている」という課題に対し、日常生活の動線上にポイント端末を設置し、「ついで」に貯まる・使えるよう工夫されている。

LoCoPiの特徴は、3つの好循環を生み出す点だ。地域内消費を促進する「経済の好循環」、デジタル手続きの利用促進による「行政サービスの好循環」、そして地域活動参加を促す「コミュニティの好循環」である。町が開催する介護予防教室やスマートフォン教室にコミュニケーションアプリLINEから参加申込みすることもポイントが付与される仕組みにより、デジタル活用が苦手な高齢者もポイント目当てに利用するようになり、結果的にデジタルリテラシー向上にもつながっている。

人口減少と高齢化に直面する日本の地方自治体にとって、マイナンバーカードを「お役所のカード」から「生活に役立つカード」へと転換させた朝日町の取組は示唆に富むモデルケースといえるだろう。

## 写真キャプション

海の安全と豊漁・豊作を願う稚児舞。町無形民俗文化財に指定されたこの伝統行事では、華やかな花笠や紋付袴姿の小学生たちが「橋踊」と「扇舞」を披露しながら町を踊り歩く。地域の誇りとして受け継がれることもたちの真実な眼差しが印象的。

# 特定地域づくり事業協同組合制度 について

総務省地域力創造グループ  
地域自立応援課 課長補佐 富田 慶一

## 1 はじめに

令和2年6月に「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」が施行され、「特定地域づくり事業協同組合制度」が開始されてから5年が経過した。

この間に認定された全国の組合数は、令和2年度末の5組合から令和7年5月30日時点で120まで増加し、地域外からの人の流れの創出効果も着実に現れている。

本稿は、制度の概要や本年3月に施行された改正法の内容、また事例の紹介を通じて、特定地域づくり事業協同組合を設立しようとしている町村や既に設立している町村に参考としていただきたいと考えている。なお、本文中、意見にわたる部分は私見である。

## 2 制度の概要

人口が減少している地域においては、労働力は不足しているものの、事業者単位で見ると仕事の繁忙期、閑散期の差が大きく、年間を通じてフルタイムの仕事を用意できないといった課題がある。また、こうした状況は働き手にとって、安定的な雇用や、一定の

給与水準が確保されないことを意味し、人口流出の要因やU・I・Jターンの障害になっていると考えられる。

これらの課題への対応として、特定地域づくり事業協同組合制度は作られている。

本制度を活用するためには、まず、複数の事業者を組合員とする「特定地域づくり事業協同組合」を作る。一つひとつの組合員では、年間あるいは終日の仕事はないものの、A組合員、B組合員など、地域のさまざまな事業者の求人を組み合わせることで、年間通じた仕事を1人分、2人分、3人分と創出する。

次に「特定地域づくり事業協同組合」が地域内外から組合職員を募集し、雇用する。雇用される職員はあくまで組合職員として雇用されることとなるので、アルバイトや登録型の派遣とは異なり、無期雇用かつ社会保障の加入を厳守することや一定の給与水準を確保することとされており、職員が安心して働ける環境を創出する。

そして、組合に雇用された職員は組合員である各事業者に派遣され、それぞれの事業に従事する。組合は派遣の対価として組合員から利用料金を徴収し、運営費に充てていく。

本制度の全体像は以上のとおりとな

る。つまり、地域のさまざまな事業者の仕事を組み合わせることで雇用の場を作り、安定的な給与や社会保障等の雇用環境を整え、U・I・Jターンの若者等を組合で雇用し、人手を必要とする時期に組合員それぞれに派遣することにより、人手不足を解消し、地域社会の維持や地域経済の活性化を図るものである。

また、雇用される職員にとっては、地域のさまざまな仕事を経験し、さまざまな人間関係を構築することができることから、これらの経験を踏まえて、将来的に組合員に直接雇用されることや地域内で自ら起業すること、地域内の別の企業に就職するなど、地域に定着するための前段として本制度を活用することができるとあり、地域づくり人材の確保の点からも非常に有用な制度となっている。

対象地域は、人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要と知事が認めた地域であり、過疎地域に限られないということがポイントとなっている。

事業の実施にあたり、組合からの申請に基づき、都道府県知事の認定を受けることで、労働者派遣法に基づく労働者派遣事業許可ではなく、届出により実施することが可能である。なお、

## 政 策

## 特定地域づくり事業協同組合制度の概要

R7当初予算額：5.6億円  
(R6当初予算額：5.6億円)

※内閣府予算計上

PR動画は  
こちら→

地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保する必要があるが、特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域づくり人材を育成するとともに地域社会の維持・地域経済の活性化を図る

## 事業背景

人口急減地域において

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
- ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない

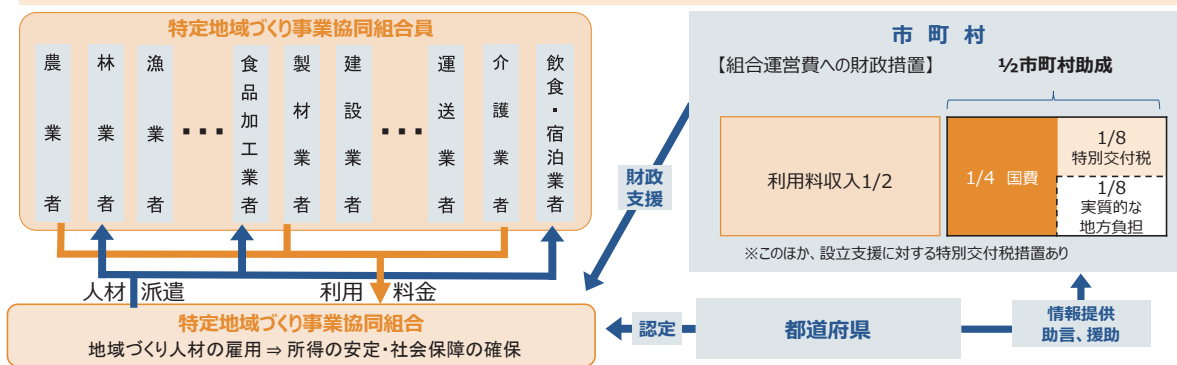
⇒人口流出の要因、Uターンへの障害

## 取組内容

- ・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
- ・組合で職員を雇用し事業者に派遣（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）

⇒地域の担い手を確保

- 対 象 人口規模や密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断 ※過疎地域に限られない
- 認定手続 事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 特例措置 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能  
※派遣は建設業等を除く（建設業は在籍型出向が可能）
- そ の 他 令和7年3月に改正法が成立し、組合員以外への派遣規制を緩和（員内利用の20%まで → 市町村への派遣に限り、50%まで）



## ▲資料1 特定地域づくり事業協同組合制度について

労働者派遣法で派遣禁止業務と規定されている建設業務については、組合の職員が「在籍型出向」により、建設業務に従事する場合における職員と建設業者との雇用契約や研修に関する留意点等について整理し、各都道府県に通知を行っているので、参照されたい（令和6年3月29日付け職需発0329第1号・総行地第47号厚生労働省職業安定局需給調整事業課長・総務省地域力創造グループ地域振興室長通知）。

本制度はいわゆる人口急減地域を対象としていることから、派遣の対価としての利用料金だけで運営費すべてを賄うことを想定していない。人口流出防止、移住促進を行い地域に根づく人材を確保することを目標に、地域全体に恩恵を還元する这一点に着目して、公の支援、具体的には市町村からの財政支援を行うこととされている。

これにより民間の人材派遣会社が採算面で普及しにくい地域においても人材面の供給を可能とし地域経済の活性化に資するものとなる。

具体の数字をあげて財政支援について解説すると、特定地域づくり事業で運営にかかる経費の2分1を上限に、市町村から補助を行うこととされている。組合目線で見ると、仮に派遣職員6人分と事務局運営費を合わせて3、

000万円の事業を行った場合、このうちの2分の1の1、500万円を組合員からの利用料金収入で賄い、残りの2分の1を市町村の補助で賄うこととなる。

次に市町村目線で見ると、一旦は1、500万円を組合に助成するが、このうちの半分750万円については国からの交付金で補填され、残りの地方負担分750万円の半分375万円が特別交付税措置を受けられるため、実質の市町村負担は運営費の1/8にあたる375万円となる。国からの交付金や特別交付税措置には期限が設けられていないことから、事業を続ける限り国からの財政支援が得られることとされており、非常に画期的な財政支援制度となっている。この手厚い財政支援制度もこの制度の特徴の一つとなっている。

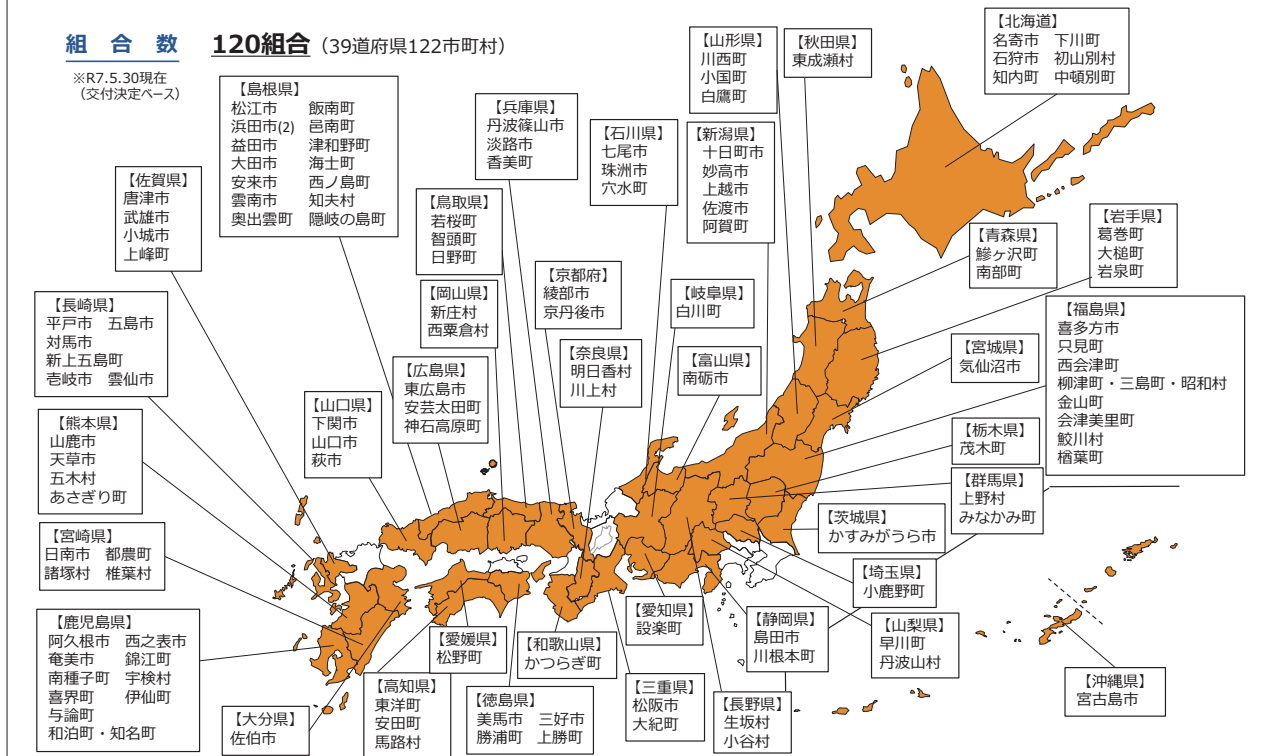
**3 制度の効果**

制度開始以降の組合数の推移については、令和3年4月…11組合、令和4年4月…46組合、令和5年4月…79組合、令和6年4月…98組合であり、令和7年5月30日時点で120組合が認定され、着実に活用が進んでいる。また、令和6年10月に行った意向調査

## 特定地域づくり事業協同組合 認定状況

## 組 合 数

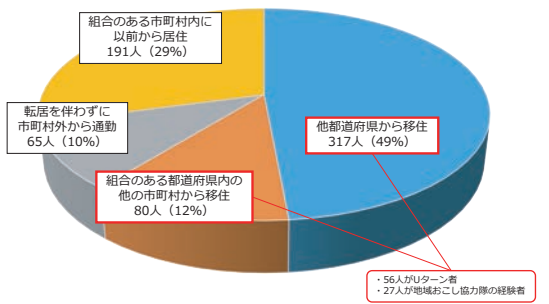
120組合（39道府県122市町村）

※R7.5.30現在  
（交付決定ベース）

▲資料2 組合の認定状況

特定地域づくり事業協同組合 派遣職員の移住状況について

派遣職員の約6割が地域外からの移住者



▲資料4 派遣職員の移住状況

では、制度を活用する意向の市町村数は45（令和7年5月時点で既に認定された組合が所在する市町村を除く数）、活用を検討中の市町村数は246となっており、今後も組合数が増加していくことが予想される。

令和6年10月1日までに採用された派遣職員の総数は653人で、うち約6割の職員が10代、20代、30代の若い世代であり、また、同じく約6割の職員が地域外からの移住者となっている。さらに、これまで2338人の職員が退職しているが、そのうちの27%が組合員の事業者に直接採用され、

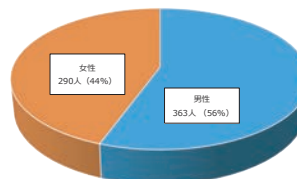
特定地域づくり事業協同組合 派遣職員の状況について

○調査概要

令和6年10月1日までに採用された派遣職員の総数は、653人。

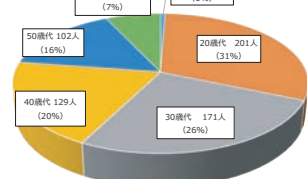
男女比は約3:2

【男女比】



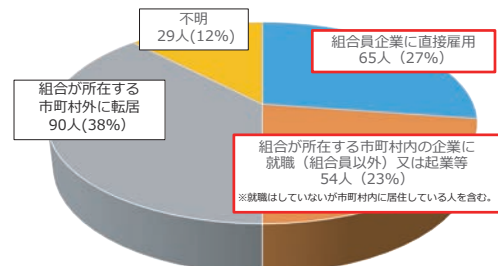
約6割の職員が10代～30代

【年代比】



▲資料3 派遣職員の人数、年代等

特定地域づくり事業協同組合 退職後の動向について

制度開始以降、採用された派遣職員653人のうち、令和6年10月1日までに238人が退職  
このうちの半数が組合の所在する市町村でそのまま定住

▲資料5 派遣職員の退職後の動向

## 政 策

23%が市町村内の組合員以外の事業者に就職あるいは自ら起業等しており、約半数の退職者が定住しているという結果となっている。制度の目的である地域づくり人材の確保という点において、地域外からの人の流れの創出効果が現れていると言える。

#### 4 特定地域づくり事業推進法の一部改正（市町村等への派遣に係る員外利用規制の緩和）

令和7年3月に、特定地域づくり事業推進法の一部改正法案が国会で可決・成立し、市町村等への派遣に係る員外利用規制が緩和された（施行は令和7年7月1日）。

市町村は中小企業等協同組合法上、組合員の資格を有する者ではないため、組合員にはなり得ない。組合員でない者の利用（員外利用）については、同法により組合員の利用量の100分の20が上限の量とされている。このため、市町村への派遣についても、その利用量は組合員への派遣の20%以内とされていたところだが、「令和5年地方分権改革に関する提案募集」において、長野県及び共同提案団体として複数の団体から、組合が安定した通年雇用を実現できるよう、員外利用規制の緩和に関する提案があった。

市町村及び組合にアンケートを実施

したところ、運営する施設やイベント時期などの人手不足に対応したい市町村と、冬の農閑期など組合による利用が少ない時期に派遣先を確保することで雇用を増やしたい組合のニーズが一致していたことを受け、今回の法改正により特例が設けられ、関係市町村等への派遣に限り、員外利用規制の上限が員内利用の100分の50まで緩和される。なお、この100分の20や100分の50の計算については、年間を通じた派遣職員の労働時間の割合で判定するのが合理的と考えられる。

この改正により、例えば、農閑期の12月から3月までの4カ月の間に、豪雪地帯における市町村営のスキー場により多くの派遣を行うことが可能となる。このような派遣先の確保を通じて、組合による雇用の安定・強化、ひいては地域社会の維持及び地域経済の活性化にさらに資することが期待されることから、町村におかれても法改正の趣旨を踏まえたくうえで、活用について検討いただきたい。

#### 5 町村の施策との連携事例（奈良県川上村）

総務省のHPにおいて「特定地域づくり事業協同組合 優良事例集」として、10組合の取組を紹介している。そ

### 特定地域づくり事業推進法の一部改正の概要

#### 1 市町村への派遣に係る員外利用規制の緩和（令和7年7月1日施行）

市町村と組合のニーズの一致

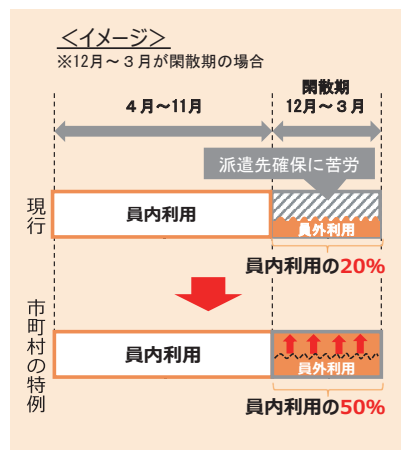
- ✓ 市町村…直営施設（スキー場など）やイベント時期などの**人手不足**
- ✓ 組 合…**閑散期**（農閑期など）の**派遣先確保**による雇用増

しかし、市町村への派遣には制約あり（中小企業等協同組合法）

- ✓ **市町村は組合員になることができない**
- ✓ 組合員以外の利用（**員外利用**）は員内利用の**20%**まで

⇒ 組合・市町村から、市町村への員外派遣について、規制緩和の要望

市町村への派遣に限り、員外利用規制を員内利用の**50%まで緩和**



#### 2 内閣府の事務の期限延長（令和7年3月31日施行）

弾力的な予算対応のため、内閣府で予算確保等の事務を行う仕組み（令和7年3月31日まで）

⇒ 今後も組合数の増加が見込まれるため、引き続き弾力的な予算対応が必要

内閣府の事務の期限を**5年延長**（令和12年3月31日まで）

## 政 策

の中から今回は、町村の移住施策との連携という視点から、奈良県川上村の「事業組合かわかみワーク」を紹介する。

本組合は、令和3年2月に認定を受け、村の移住定住施策「川上in工作戦」の5テーマのうち仕事分野を担っており、移住定住施策の担当課から川上村の見学者(移住定住検討者)に対して組合の紹介を行っている。〃村で住み働く〃という定住条件をつけ、地域内の習慣や行事の紹介など、地域にいち早く溶け込めるよう村を挙げてトータルサポートに取り組んでいる。

組合員は林業、宿泊業、青銅業、小売業などの17事業者であり、それぞれの仕事を組み合わせ、年間を通じて安定した仕事を創出している。

派遣職員には、将来的な直接雇用や事業の継承など、担い手としての活躍を期待している。これまで13名の職員を組合で雇用し、各事業者に派遣しており、5名が派遣先の直接雇用に結びつくなど、移住定住の促進と地域の担い手育成に資する取組となっている。



先に述べたとおり、制度の開始から5年が経過し、地域の担い手の確保と

いう本制度の目的について着実に成果が得られてきていると言える。今後新たな組合の設立が続くことが見込まれ、取組が全国に広がっていくことが期待されている。

組合数が増えていくことで、地方公共団体や組合間の情報共有の重要性が増していくと考えられることから、総務省としても、引き続き制度の普及を促進していくとともに、各地域の取組について横展開を行うなど、今後も地方公共団体や組合と連携して取り組んでいく。

また、町村職員の皆さまには、制度の活用について検討いただくとともに、活用にあたっては本制度の趣旨を組合員となる事業者と共有のうえ、連携して、移住者等の派遣職員の方々が地域に住み続けたいと感じるよう、地域の情報や雇用に関する情報発信、職員の働き方の希望への対応、地域との関わり方について可能な限りきめ細やかな対応をお願いしたい。

## 【お問い合わせ先】

総務省地域力創造グループ地域自立応援課

TEL: 03-5253-5533

(直通)

# 車両共済(保険)のご案内

## (一般自動車保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。

お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

### 町村生協の自動車共済にご加入の皆さまなら！

- 無事故による割引で新規から**44%(保険料)割引**
  - ・ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。
- 集団扱年一括払による割引でさらに**5%割引**
  - ・保険料分割払(12回)も選択可能です。
  - ・保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払の5%割引の適用はありません。

このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

### ●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

#### 株式会社 千里(取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●ホームページアドレス <https://www.chisato-ag.co.jp/>

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

(受付時間: 祝日、年末年始を除く月～金 午前9時30分～午後5時)

TEL

0120-731-087

FAX

03-3519-7325

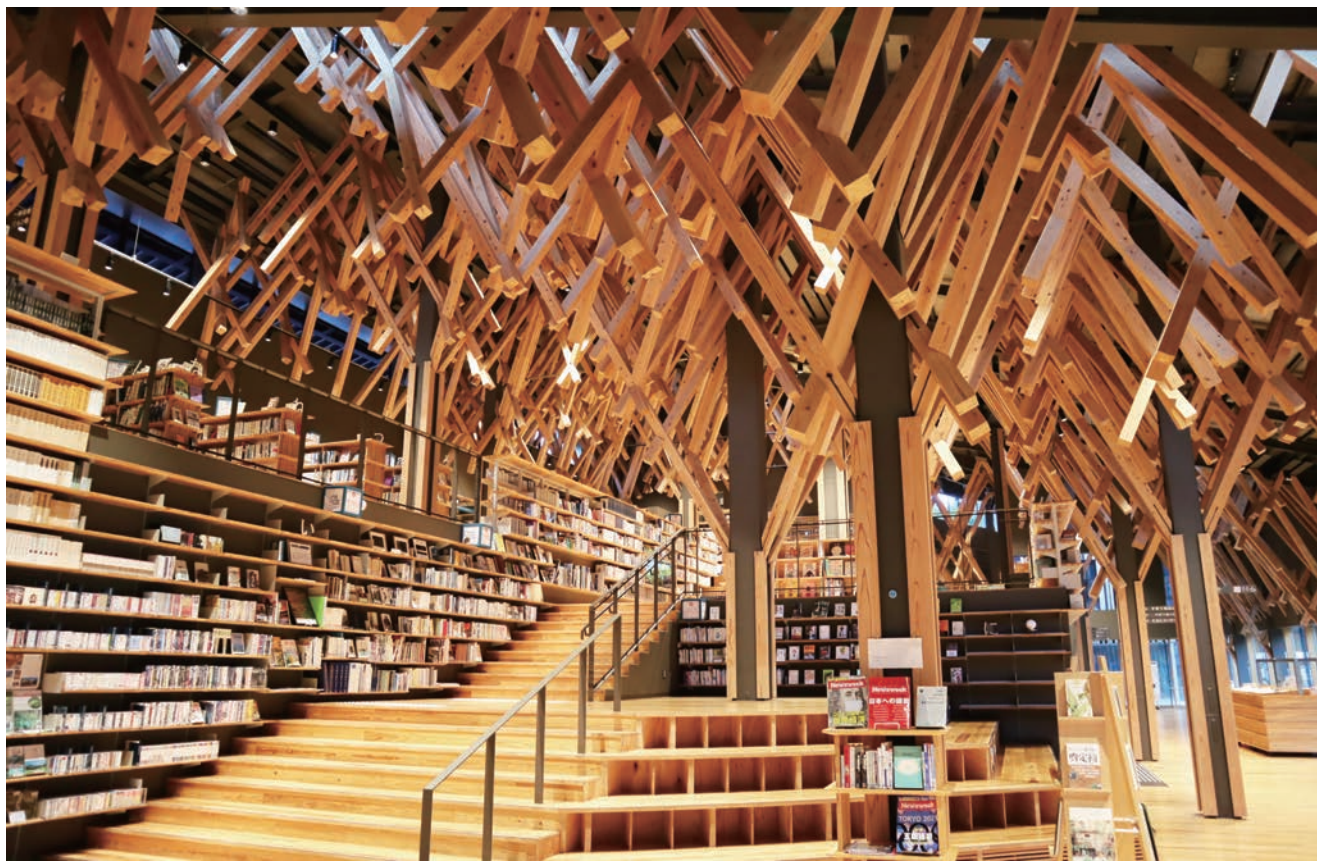
●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン株式会社とが集団扱契約を締結し、実施しているものです。

●集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損害保険ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。

詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

〈車両保険引受保険会社〉損害保険ジャパン株式会社

## フォーラム



▲隈研吾氏設計による町立図書館「雲の上の図書館」

## 高知県 梼原町

ゆす はら ちよう

### 高知県梼原町における 集落活動センターの取組

#### 梼原町の概要

梼原町は、高知県の西北部、愛媛県との県境に位置する山間地域にある。町北部には、山口県の秋吉台・福岡県の平尾台と並んで日本三大カルストと呼ばれる雄大な四国カルスト高原を有し、町土の91%は豊かな森林に覆われている。集落は蛇行する四万十川水系の河川に沿って点在しており、人口は3,084人、高齢化率47・95%（R6・12月末住民基本台帳）と少子高齢化が進んでいるが、ここ10年では移住者が増加し、定住者も200人を超えている。また、新国立競技場を設計した隈研吾氏設計の建築を数多く体感できる町として世界中から観光客の皆さまにお越しいただいている。梼原の歴

史は、延喜13（913）年に藤原経高公が京の都から入国したことにより始まったとされ、令和6年には1111年目を迎えた。その間、この地では国の重要無形民俗文化財でもある「津野山神楽」が代々の神官によって舞い継がれ、昭和23年の「津野山神楽保存会」の設立により、戦後混乱期における存亡の危機を乗り越えながら今に継承されている。

梼原町の行政区画は明治の大合併前の旧村単位を基本として6つの区に分かれている。さらに、区より小さな「ミニニティ」として「部落」と称した56の集落が存在している。それぞれの集落に代表を置き、道路や河川清掃といった奉仕活動、地域の祭り事といった行事をまとめている。その集落を包括する組織である「区」が、集落と集



集落活動センターは、平成24年度に高知県が提唱した制度である。地域住民が主体となつて、地域外からの人材を受け入れながら、旧小学校や集会所等を拠点に、それぞれの地域の課題やニーズに応じて、生活、福祉、産業、

## 集落活動センターの取組について

落を有機的に結びつけるなど、住民を代表する組織として重要な役割を担っている。その代表に「区長」を置き、部落代表と連携し、行政への要望や情報共有等住民の暮らしを支えている。



▲日本三大カルストのひとつ「四国カルスト」

梶原町には集落活動センターが6つあり、前述した区を単位として開所している。そのため、自治組織である区と集落活動センターの活動範囲は同一となっている。少子高齢化等に伴う人口減少により、集落機能の維持が厳しくなっていく中、集落活動センター事業を通じて話し合いをしてい

## 梶原町の集落活動センターの概要

防災といったさまざまな活動に総合的に取り組む仕組みである。国の制度では、内閣府の「地域運営組織」や国土交通省の「小さな拠点」に該当する。中山間地域では、高齢化の進行や人口の減少に伴う地域活動の担い手不足、買い物や移動手段といった生活面での不安、農林水産業を担う人材の不足等、さまざまな課題に直面している。その一方で、集落への「愛着」や「誇り」を感じながら「今後ここに住み続けたい」という想いを持つ地域住民の強い想いを実現するために、地域が抱える課題を解決する手段として、高知県では、「集落活動センター」を核とした集落維持の仕組みづくりを推進している。高知県内にある集落活動センターは、令和6年12月末時点で67カ所あり、33の市町村で開所している。



▲集落活動センターの仕組み

## フォーラム

くことで、地域の課題を把握し、住民自身が危機感を抱くことを通じて「諦め感」から「再び元気な地域に」というやる気へと意識が変わったと感じている。役場職員も話し合いに入り、共に地域の将来像を描き、「絆」と「自立」というキーワードの下に「できる事から進める」を合言葉に活動が始まった。

## ○集落活動センターまつばら

町内で最初に立ち上がった集落活動センターは、松原地区にある「集落活動センターまつばら」である。危険物の規制に関する規則の一部改正によって、地域唯一のガソリンスタンドの地下貯蔵タンクが設置後40年を経過するため、流出事故防止対策を行わないといけない状況になった。個人経営であったガソリンスタンドは、経営状況から多額となる改修は厳しく、やむを得ず廃業の道を選択するしかない状況になった。町中心から25km離れた地域であるため、高齢者の利用・冬季の灯油の供給に大きな支障をきたすことになるため、まず第一歩として緊急を要するガソリンスタンドの存続に向け、「地域を担う組織づくり」に取り組み、安定した燃料供給体制づくりを進めることとした。地域住民の出資による「地域住民が支える、地域のための会社」



▲株式会社まつばらの「ガソリンスタンド」

として、平成24年12月3日に「株式会社まつばら」を設立し、地下タンクの補修、設備及び備品の更新を行い、平成25年1月4日から給油所を引き継ぎ、運営を開始した。ガソリンスタンドの経営だけでなく、平成26年度には、地域食材加工販売施設「あいの里」を建設し、農産物、加工品、雑貨販売、レストラン運営を開始し、地域食材をお金に換える仕組みづくりに取り組んできた。また、平成29年3月からは、地域の念願であった「ぶぶろく」の製造販売に取り組んでいる。

## ○集落活動センターはつせ

次に開所したのは初瀬地区にある

「集落活動センターはつせ」である。町内で一番人口が少なく、担い手不足が顕著な地域である。平成14年以来、それまでの韓国との交流により住民らが創り上げた「鷹取キムチの里構想」をもとに、積極的な販売活動や新商品の開発に努めているが、少子高齢化に伴う人口減少が要因で集落の維持が厳しくなっている。もう一度、元気で活力のある地域にしていきたいため、地域の良さを住民同士で共有し、地域資源を活かしていくということで、「韓国」にこだわりを持って取り組んできた。心が安らぐ食事や癒やし・出会いの空間を提供し、さまざまな方々と強い関係を築き、地域経済の循環に向けた仕組みづくりを進めるため、①食の提供 ②食・癒やしの空間づくり ③受入体制づくり ④情報発信の体制づくり ⑤人づくり の5つからなる「知る人ぞ知る癒しの隠れ家構想」を打ち出した。1、500㎡の敷地を整備し「チムジルバン・レストラン鷹取」を建設。韓国式サムナとして「岩塩房」「ゲルマニウム房」の2つのサウナ部屋と韓国風料理を提供するレストランの整備を行った。

## ○集落活動センター四万川

四万川地区は、松原地区と同じく、ガソリンスタンドの消滅の危機に直面



▲「チムジルバン・レストラン鷹取」

した地域である。法律の改正によって地域唯一の個人経営の給油所が施設改修をしないと営業ができなくなり、その改修費も多額となることから平成25年1月末をもって廃業を余儀なくされ、一時期、実際にこの地域からはガソリンスタンドが消えた。それ以降、高齢者の利用や冬季の灯油の供給に大きな支障をきたし、それに加えて生活物資の確保が不便となることも懸念されたため、集落活動センター事業を導入し、住民出資による「株式会社四万川」を設立、ガソリンスタンドの経営を始めた。以来、「住民による住民の



▲生産施設で飼育されている雉

ための会社」として地域のニーズをこまやかに拾い上げ、ホームセンター販売取次店としての機能や高齢者の見守りも兼ねた配食サービス、さらには遊休農地を活用した米づくりや旧幼稚園舎を改修し、葬祭事業も始めるなど幅広い取組を展開している。また、地区内にあった雉の養殖を手掛ける生産組合が担い手不足などの理由により、事業を終了する動きの中で、令和4年度には株式会社四万川が事業承継を行い、地域で培ってきた産業を守っている。

#### ○集落活動センターおちめん

越知面地区では、過疎高齢化により次世代を担う若者世代が減少し、10年後には相当数の集落が集落活動の維持が困難となってくるとの懸念があった。現に、町内の中でもほぼ整備率が高く、稲作等の生産が盛んに行われていたが、担い手不足によって年々遊休農地化が進んでいた。また、これまで引き継がれてきた伝統文化である「二十日念仏」も実施のための人員確保やその継承が課題となっており、加えて、廃校施設(小学校)の活用方法もなかなか具体化できない状況にあった。しかし、集落活動センター事業の導入をきっかけに事が大きく進んだ。交流をテーマに人の流れをつくり、移住定住や経済活動につなげ、地域で支え合い生きる仕組みづくりを行うことにした。廃校施設を地域の活動拠点として活用し、宿泊滞在施設として建築基準法及び消防法に適合した施設改修を行い、旅館業法に基づく簡易宿所の許可を取得し、運営を開始した。また、地域食材を活用した特産品づくりの加工グループが設立され、地域食材をお金に換える仕組みづくりが始まり、加えて集落営農組合も立ち上がり、耕作者の「農地を荒らしたくない、守りたい」という思いに応え取り組んでいる。また、株式会社四万川と同じく、地域産業の継承にも取り組んでいる。



▲アメゴ養殖の様子

この地域における江戸時代からの特産品である「アメゴ(アマゴ)」の養殖事業を個人事業主から承継し、町内河川への放流による栲原らしい河川環境の維持に取り組むとともに、特産品の開発・販売の検討を始めている。

#### ○集落活動センターゆすはら西

町内では、鳥獣被害により、農家の生産意欲が低下し農地の遊休化が進んでいる状況であった。イノシシ・ニホンシカの捕獲数は近年、爆発的に増加しており、平成28年度には1,500頭を超え、狩猟本来の楽しみが消え、担い手不足も相まって猟師の意欲減退につながっていた。西区



▲栲原産イノシシ肉を利用した加工品

では、集落活動センター事業の導入にあたり、地域の特徴を見つめなおす中で、町の中央部に位置すること、活発に活動をしている猟師が多いこと等を踏まえ、地域食材や資源を活用し、交流人口の拡大と人材育成の取組を進め、人も物も金も循環する活力ある地域にするための仕組みをつくることとした。全国初の移動式解体処理車の導入や獣肉解体処理施設の建設を行い、平成30年4月から猟友会と連携して町内全域をカバーする形で捕獲鳥獣を確保。シビエの販売や加工品の開発を通じて、自立した経営を行っている。令和5年度は、イノシシ128頭、ニホンシカ289頭の搬入

## フォーラム

があり、その活用率は約4割と国内における捕獲鳥獣の活用率を大きく上回っている。

## ○集落活動センターゆすはら東

東区は、多くの商店や学校、役場を有する町の中心地域であるが、その中でも中心部は人口の空洞化傾向にあった。一方で隣接する地区では、公営住宅の存在により、人口は増加している状況にある。そのため、中心部と郊外部が連携しながら、集いの場づくりや食料品の確保等の支援体制づくりを進めていく必要があった。また、他の区と異なり、地域活動に関する協議の場や活動の拠点となる施設を持つておらず、コミュニティ機能や支え合い、助け合い活動の充実に向けて、拠点施設の確保が求められていた。そこで、集落活動センター事業の導入にあたり、各集落が連携し、自家栽培の野菜をお金に換える取組や各福祉施設と連携した支え合い・生きがいの仕組みづくりを進め、多様な技術を持った方々がその技術を生かして活躍する場を創出する仕組みをつくることとした。まずは旧保育所を改修し、活動の拠点づくりを行った。新たな拠点では、高齢者や障がい者の集いの場として利用したり、地域に多く自生しているイタドリを葉を利用した特産品づくり等を通



▲「健康のつどい」に集まる住民の方たち

じて地域の活性化につなげている。コロナ禍においては、帰省できない方、柵原にゆかりのある方に、暮らしの応援と併せ各集落活動センターの野菜や特産品を贈る事業を実施。送付回数3回、延べ726人の方に送付し、絆を紡いだ。

## ○集落活動センターゆすはら連絡協議会

町内の各集落活動センターは、各地区の事情に応じて順次開設されてきた。この間、各センターが活動情報を共有したり、町内全域へと集落活動センターの仕組みづくりを広げることが

目的に「柵原町集落活動センター連絡協議会」が設置されていた。平成29年3月19日、町内全域に集落活動センターが立ち上がったことに伴い、協議会名を「集落活動センターゆすはら連絡協議会」に改め、6つの集落活動センターが堅い絆で結ばれ、社会の変化にもしなやかに対応しながらともに取組を進めていくこととした。四半期に1回程度の頻度で、各集落活動センターの代表や関係者が集い、情報共有に加えて共通の課題解決に向けた話し合いを行っている。また、毎年秋には高知市内で「ゆすはらフェア」と称した共同の特産品販売会を実施。集落活動センターで取り扱っている商品や地域の野菜などを来場者に販売しながら、センターの紹介や柵原町のPRなどを行い、関係人口の創出、移住者の呼び込みを行っている。

## まとめ

集落活動センターを立ち上げたことで、地域に雇用が生まれ、取組を通じてやりがいを感じながら、人との交流により気持ち明るくなったとの声を聞く。また、販売施設や活動拠点施設があることで、自分たちがかわっている施設という意識が芽生え、積極的に利用したり、活動に協力する

など、生活に刺激と活力を生み出すようになってきた。

そのような集落活動センターも、設立して10年が経過したセンターもある。10年が経過することで、少子高齢化による人口減少が顕著となり、集落活動センターを支える担い手の不足という新たな課題が出てきた。存続にかかわる大きな課題であるが、前述した集落活動センターゆすはら連絡協議会での話し合いや各関係機関と連携した事業の推進により、課題の解決に向けて邁進している。これまでの実績と満足感、そして誇りと自信が集落活動センターにはあるので、「自分たちでできることは自分たちで行う」を基本とし、今を生きる人々が、未来を創造し、夢を語り、人と人、さまざまな物をつなげ強い関係を築きながら、心ひとつに挑戦していく。

高知県柵原町

まちづくり産業推進課

## ●休刊のお知らせ●

7月7日付の町村週報につきましては、休刊とさせていただきます。第3325号は7月14日付の発行となりますので、ご了承の程、よろしく願います。

## 自然保育の全国普及に向けてフォーラムを開催 Ⅱ森と自然の育ちと学び自治体ネットワーク(事務局:鳥取県)

森と自然を活用した保育・幼児教育の魅力について

1月30日(木)と31日(金)、鳥取県で「森と自然の育ちと学びフォーラム2024」を開催しました。その趣旨と概況についてご報告します。

昨今、自然の中で子育ての魅力が耳目を集めています。自然の中で遊び、学ぶことで、こどもは豊かに育っていくとされています。体力や好奇心、協調性や自己肯定感など、いわゆる「非認知的スキル」の向上も含め、さまざまな効果が期待されているようです。

鳥取県に平成21年に開園した「森のようちえん まるたんぼう」の様子を覗いてみましょう。(拠点はありますが)園舎がなく、こどもたちは雨の日も雪の日も野山を駆け回っています。バスで森に向かい、朝の会の後、こどもたち自身が行先ややることを話し合います。「おさんぽ」を中心に、木登りや泥遊び、生き物の観察など、自然環境に沿った多彩な遊び方を知っているようです。大

人は安全を確保しつつ、見守り役に徹しています。

この園は鳥取県東南部の山間の町、智頭町にあります。人口は6、101人(令和7年2月1日現在)ですが、大阪市まで2時間という立地で、町域面積(224.7km<sup>2</sup>)の9割を占める山林、杉の美しい景観が注目され、「みどりの風が吹く疎開のまち」として観光客や移住者にアピールしています。特に子育て世帯の移住が多く、令和6年度の町内の「森のようちえん」の在園児23名のうち、14名が移住園児で、6名が県外からの通園です。移住園児数は累計約240名にのぼります。

### 自治体による自然保育の支援

さて、自然保育を支援するため、鳥取県では平成27年3月に「とっとり森、里山等自然保育認証制度」を創設し、認可外保育施設の認証園に対して運営費や保育料無償化の支援などを行っています。また、認可施設も含めより幅広く、地域の豊かな自然を活用した自然体験活動を推進

するため、平成29年3月に「保育所、幼稚園等とつとり自然保育認証制度」を導入し、経費の補助や研修の実施などを進めてきました。

同様の事業に取り組んでいる自治体は数多く、学び合い、協力して自然保育を推進するため、平成30年に「森と自然の育ちと学び自治体ネットワーク」を設立しました。情報発信や調査研究、国要望などを行ってきており、令和6年度は本県が事務局を務めました。

### 森と自然の育ちと学びフォーラム2024の開催

その活動の一環として開催してきた「森と自然の育ちと学びフォーラム」は、4年目となる今回初めて対面開催としました。実践者を交えたパネルディスカッション、記念講演、事例発表のほか、少人数での分科会、現地視察などを行い、現場でしか得られない経験を共有することができました。

1日目には、まず、パネルディスカッションとして、当県知事の平井伸治、長野県飯田市の佐藤健市長、



▲パネルディスカッションの様子

長野県に日本最初の「森のようちえん」を創設した内田幸一氏、先述の「まるたんぼう」創設者の西村早栄子氏、自然保育に携わったことを機に本県へ移住された幅田舞氏の間で、議論を交わしました。

それぞれの取組を紹介した後、自然保育がこどもの豊かな育ちや、子育て世帯の移住・定住など、さまざまな行政課題の解決につながるという長所が挙げられたほか、認可外保育施設では国による運営費補助がなく、保育料無償化の支援を受けられない場合があることから、国として

## 情 報

自然保育を行う園を認証し、支援してほしいという意見が述べられました。こうした議論の結果を、大会宣言としてまとめています。

続いて、島根県立大学地域政策学部准教授の田中輝美氏の記念講演「『関係人口』という新しい提案」地域づくりと人材育成」、各自治体からは林務部署における取組（岐阜県）、アドバイザー派遣と指導者の育成（広島県）、認証制度の導入（奈良県）などの事例を発表していただきました。

2日目には、会場を智頭町に移し、登録有形文化財の旧山形小学校校舎での分科会と座談会、町内の「森の

本日、「森と自然の育ちと学びフォーラム 2024」において、森や自然を活用した保育・幼児教育が子どもの豊かな育ちにつながることを、自然保育に魅力を感じた家庭の移住・定住を呼び込み、人口減少地域を活性化させることなどを、実例をもって共有しました。

この活動を支える認証制度は、鳥取県と長野県で最初に導入されてから10年がたち、様々な自治体の特色にあわせた形で、広がっています。

そこで、私たちは、こうした営みを全国に波及させるため、一段と努力を重ねることを、ここに宣言します。

- 一、地域や組織の壁を越えて一丸となって、さらなる自然保育の質の向上と充実、全国的な認知・理解の促進に努めます。
- 一、自然保育を各地へ広めるため、国に対し、制度としての位置づけと幼児教育・保育無償化の対象拡大を求めています。

令和7年1月30日

森と自然の育ちと学び自治体ネットワーク 一同

## ▲大会宣言

がる機会となりました。

さて、先述のとおり、自然保育を推進するうえで、保育の質の向上と移住・定住という2つの政策目標を設定できます。以下では、本フォーラムで共有された知見を、この2つの視座から整理します。

## 自然保育と保育の質の向上

自然保育の魅力は何でしょうか。

パネルディスカッションの登壇者からは、自然物を何かに見立てて遊ぶための想像力が育まれる、そうして遊びこむなかで集中力が発揮される、引っ込み思案に見えていた子どもの様子が変わったなどの体験談が語られました。また、文部科学省の「21世紀出生児縦断調査」の結果とし



▲園見学の様子

て、自然体験活動の機会に恵まれたことも、自尊心や外向性が高くなりやすいというデータも紹介されました。幼児期からの英才教育に人氣が集まっている一方、自然と触れ合う機会が減少している現代においてこそ、自然保育の意義が一層高まるのではないかとこの見方で一致しました。

それでは、自然保育を支援するため、行政としては何ができるのでしょうか。一例として、6県が創設している認証制度が挙げられます。本県では園舎を持たない認可外保育施設に運営費などの支援を行っています。本フォーラムで示された中では、奈良県が、園庭での活動も自然体験活動に含め、フィールド整備の補助金と連動させることで自然保育の普及に努めていることが特筆されます。また、行政による自然保育の認証を受け、いわば「お墨付き」を得る形で保育者が自信を抱き、より積極的な形の行動変容につながるという調査結果も共有されました。

もちろん、認証制度以外にもさまざまな方法があります。岐阜県森林活用推進課からは、保育部署の協力・周知のもと「ぎふ木育教室」を開催したことで、木材を用いた活動から自然体験全般へと保育者の関心が広がり、自然保育の普及につながった例が発表されました。

人口減少対策という観点からは、自然保育が子育て世帯の移住につながりやすいという長所も見逃せません。

### 自然保育と移住・定住、関係人口

研修会を通じて自然保育の意義や手法を広げるという方法は、広島県が紹介した自然体験活動アドバイザーの派遣とも通じる部分があります。本県でも、実践を交えた研修会を毎年実施しており、本年度は本フォーラムの分科会の中で、公開して実施しました。



▲morinos (岐阜県立森林文化アカデミー)



▲安全管理研修の模様

本県の「とっとり森、里山等自然保育」認証園7園では、在園児の4分の1を移住された方が占めます。その背景には、自然豊かな環境で子育てをしたいという保護者の方々の想いがあると考えられます。他県在住者を対象として、「鳥取県に最も当てはまる県のイメージ」を問うた調査では、「自然環境に恵まれた県」という回答が46・4%にのぼりました。また、県民意識調査でも、本県が「豊かな自然環境に恵まれている」と感じている方が89・1%にのぼります。移住担当課による「ファミリー向け幼稚園留学受入事業費補助金」を活用し、体験入学に來られる方も多くいらっしやいます。

自然保育によって移住・定住施策

や関係人口の創出に好影響が生じることについては、本フォーラムでも多々指摘があったところです。

パネルディスカッションでは、飯田市から「遠山郷シヨート留学プログラム」の紹介がありました。子育て部署と移住部署の連携のもと、自然豊かな環境で子育てをしたいという世帯などを対象に、「自然保育」と「お試し移住」を体験できるパッケージを設けており、実際に移住された方も複数名いらっしやるところです。また、飯田市では公立園全園が長野県の自然保育認証園となったこともあり、現在は「飯田版やまほいく」として質の向上をめざすさまざまな取組を進めておられ、その中で地域に密着し、それぞれの園や地域の特色を生かした保育をめざしつつ、移住・定住や関係人口の拡大にもつながるよう取り組まれています。

また、記念講演では、「関係人口」という新しい切り口から、地域の担い手の確保や地域づくりのあり方についてお話をいただきました。背景として、首都圏以外に故郷を持たない第二・第三世代が、「つながり」を志向する中で、地縁が色濃く残っており代替不可能な自分を感じやすい地方に憧れを持つ「ふるさと難民」となっており、そのような外部人材が地域活動に加わることで、課

題解決に導く例が増えていることをご紹介いただきました。移住・定住はハードルが高く、地域間で人材を奪い合うゼロサムゲームになりかねないところ、「観光・交流以上、移住・定住未満」の「関係人口」という新しい概念を導入できるという提案で、外部人材を交えて地域活動を楽しむということが、継続的な関係の構築につながり、ひいては課題解決を導くこととなります。事例として挙げられた島根県隠岐の島の「島留学」は好事例で、自然保育の文脈でも、先述した長野県飯田市の「シヨート留学」や、本県の「まるたんぼう」が定期的に実施している週末のイベントや体験者向けの「森のようちえん留学」など、同様の事例が散見されます。今後講じるべき取組を考えるうえで、示唆的な内容でした。

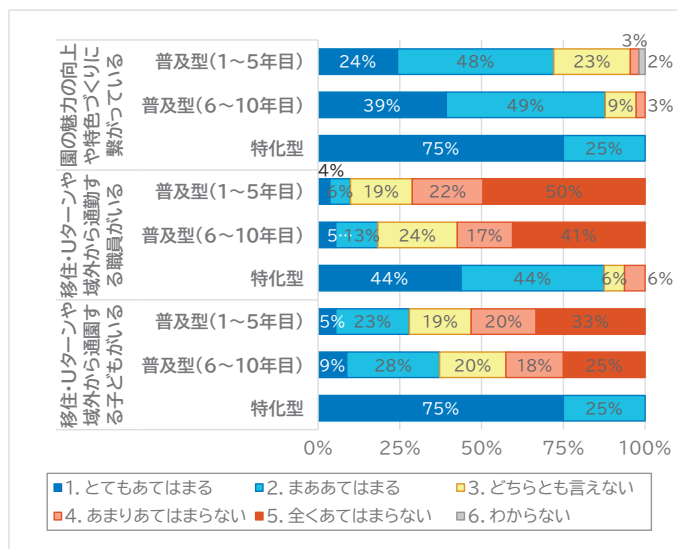
また、2日目の分科会3「子育て世帯の移住につなぐ自然保育の可能性」では、こども家庭庁が令和6年12月に発表した「保育政策の新たな方向性」で言及された「人口減少地域における保育機能の確保・強化」という課題に対応した自然保育の可能性について、日本自然保育学会理事の木俣先生にご講演いただきました。人口減少地域では、少子化に加えて自治体財政健全化の観点からの公共施設の延床面積の減少や公務員

## 情 報

| 分類               | タイプ／所在地「園名」                                    | 地方創生の観点での特色                                   |
|------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 自然保育で特色化して公立園を継承 | I. 公立園を地域と連携して特色化して継承<br>長野県伊那市「高遠第2第3保育園」     | ➢ 「信州型自然保育」認証（特化型）を取得してPRすることで、園児の9割が移住者に     |
|                  | II. 公立園を民間委託して特色化<br>長野県安曇野市「明科北こども園」          | ➢ 自然保育認定園（特化型）の運営法人に人口減少地域の公立園を運営委託・特色化して移住促進 |
|                  | III. 地域連携で休園した公立園を特色化して再開<br>長野県伊那市「新山保育園」     | ➢ 5年間休園していた保育園が、地域と連携した自然保育による特色化で移住促進して再開    |
| 公立園の民営化          | IV. 公立園を民営化・自然保育で特色化して継承<br>長野県茅野市「野あそび保育ささはら」 | ➢ 園児が5名の公立園を認定こども園化・自然保育で特色化・民営化して約30名園児を確保   |
| 民間主導で過疎集落に新設園開設  | V. 公立園が閉鎖した集落に新規園を開設<br>鳥取県智頭町「森のようちえんまるたんぼう」  | ➢ 統廃合で園が無くなった過疎集落に新たに園を開設して子育て世代約80世帯250名が移住  |
|                  | VI. 過疎集落の遊休公有地に園を新設<br>長野県佐久穂町「認定子ども園ちろばの杜」    | ➢ 過疎集落に地方裁量型認定こども園を開設。職員の約9割・園児の約6割が移住者       |

▲過疎集落の保育所等の維持・継承や新規開設を実現した「自然保育」認証園の事例（木俣、2025）

の定員適正化等も影響して、保育所等の統廃合が進んでいるといえます。一方、長野県と日本自然保育学会保育環境WGが行った調査では、8割の自然保育認証園で、自然保育による園の魅力の向上・特色づくりが進んでおり、特に自然保育に特化している園では、移住等による園児の確保や保育者の確保が実現できていることが分かりました（右記グラフ参照）。長野県では既に、多様な形態で過疎集落の保育所等の維



▲信州型自然保育認証園における移住等の状況（長野県等、2025）

れました。このように、自然保育は、保育の質の向上のほか、移住・定住や過疎対策など、さまざまな行政課題の解決につながる「切り札」となり得る施策の一つです。各自治体における普及・推進に期待したいと考えます。

## 好事例の横展開、普遍化を

今回のフォーラムでは、行政担当者のほか、実践者や有識者など、幅広い立場の方々との間で全国の知見を共有するなど、有益な交流と学びあいの機会をつくることができました。

このようにして各地の好事例を横展開していくことは非常に重要で、各自治体におかれては、新たな施策のアイデアが創発された部分もあったのではないかと考えます。

それに加えて、特に人口減少対策という文脈では、現下の地方創生2・0の流れに即して、こうした成果を普遍化していくことも大きな意味を持つと考えられます。自治体ネットワークとしてとりまとめた大会宣言では、国に対して自然保育の制度化と幼児教育・保育無償化の対象拡大を求めていることとしました。

これを機に、全国の自治体で自然保育を後押しする流れを起せるよう一層の連携を図ってまいります。

なお、「森と自然の育ちと学び自治体ネットワーク」では、現在128の自治体加盟しており（令和7年3月末時点）、随時加盟自治体を募集しています。ご関心を持たれた方は、下記までお問い合わせください。

kosodate@pref.tottori.lg.jp

森と自然の育ちと学び自治体ネットワーク事務局  
鳥取県子ども家庭部  
子育て王国課 福田 颯

## さまざまな「集いの場」を 演出いたします

広さと設備が多様な大ホールと、  
3つの会議室がございます。  
会議・研修、パーティーなどに  
幅広くご利用いただけます。



## 和・洋食のレストランも お気軽にご利用ください

全国町村会館には、  
会議室・宴会場のほかに、  
ふたつのレストランもございます。  
お気軽にお立ち寄りください。



レストラン「ペルラン」



和食処「さいち」

### 客室のご案内

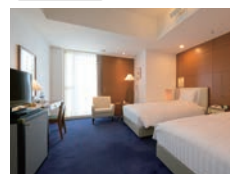
SINGLE ROOM

シングル  
119室

DOUBLE ROOM

ダブル  
12室

TWIN ROOM

ツイン  
18室

和室もございますのでお問い合わせください。

※市町村職員共済組合等の宿泊施設利用助成券がご利用いただけます。



## ご予約・お問い合わせ

**全国町村会館 (代表)**

**TEL.03(3581)0471**

FAX.03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号 WebサイトURL <https://www.zck.or.jp/kaikan/>

**会議・宴会予約**

**TEL.03(3581)6767**

FAX.03(3581)6324

### ●全国町村会館 へのアクセス

- ・有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」3番出口徒歩1分
- ・丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩8分
- ・タクシー東京駅から約7分
- ・東京モノレール「羽田空港」より「浜松町駅」経由「有楽町駅」乗り換え、東京メトロ有楽町線「永田町駅」下車
- ・京成特急スカイライナー「成田空港」より「青砥駅」経由「押上駅」乗り換え、東京メトロ半蔵門線「永田町駅」下車



## 情 報

町村  
かわら版農作物盗難防止へ補助 上限3万円  
茨城・八千代町

（茨城県八千代町）

近年相次ぐ農作物の盗難被害を踏まえ、茨城県八千代町は農家の防犯機材の購入、設置工事費用を補助する独自事業に乗り出す。同町によると、農作物に特化した盗難防止機材への補助は県内でも珍しいという。町内で生産が盛んなメロンやスイカなどの収穫が最盛期を迎える前に対策を強化し、被害を未然に防ぐ考えだ。

全国では価格が高騰化する米や、単価の高い果物など、農作物の盗難が多発している。メロンやスイカ、キャベツ、ハクサイなど、通年を通して農業が盛んな同町でも盗難被害が増えており、昨年12月には収穫前のキャベツ約1200個が盗まれる事件があった。

同町では県警下妻警察署に重点的なパトロールを依頼するなど、これまでも被害抑止に努めてきたが、本年度さらに対策を強化。当初予算に60万円を計上し、防犯機材の補助事業をスタートさせた。対象は町内の認定農家。防犯機材の購入費と設置工事費の半額を補助する。上限額は1世帯当たり3万円。防犯カメラや、センサライト、サイレンなどの防犯機材を想定している。

町産業振興課によると、畑は電源の確保

が難しく、防犯機材を設置する際、工事費用が高額になる場合があるという。同課の担当者は「農作物の盗難被害が年々増えている。少しでも防犯に活用してもらえたら」と話す。申請期間は12月1日まで。問い合わせは同課（電）0296（48）1111。

（茨城新聞・2025年6月13日）

寒川町、小中学校の英語教育にAIを活用  
9月から3モデル校でスタート

（神奈川県寒川町）

学校現場での人工知能（AI）活用が進む中、神奈川県寒川町教育委員会は町立小中学校の一部でAIを取り入れた英語学習アプリの導入を決めた。文部科学省の「AIの活用による英語教育強化事業」の一環で、町教委によると、県内の小中学校での同事業の実施は初めてという。9月の導入を目指している。

同事業はAIの活用を通じて児童・生徒の英語の学習量の増加や学習への動機付け強化を図る目的で、町立小中学校8校のうち寒川小、南小と寒川中の計3校をモデル校として実施する。モデル校の小学6年生と中学2、3年生が9月から12月末にかけて、生成AIと英語で相互に会話できるアプリをタブレットで使用する。町教委は事業の有効性や課題を検証し、本格導入を検討する。

町教委は町立小中学校に外国人英語指導者を配置するなど英語教育に力を入れてきた。町教委は「英語の会話力やコミュニケーション力を高める中で、英語を好きな児童・生徒を増やしていきたい」と話している。

関連事業費約527万円を計上した2025年度一般会計補正予算案は町議会定例会6月会議で可決された。

（神奈川新聞・2025年6月23日）

熊警戒 鳥獣情報アプリ、長野・信濃町も  
運用開始 熊やイノシシ色分け表示 目撃  
地点、端末で確認

（長野県信濃町）

長野県信濃町は今年、町内で目撃された熊やイノシシなど有害鳥獣の情報をスマートフォンやパソコンで確認できるアプリ「けものおこし」の運用を始めた。投稿された情報を端末画面の地図上で確認でき、直近に出没した場所に近づくると警報が鳴る。農家が農作物を守るために対策をしたり、観光客が安全を確保したりするために役立ててもらおう。

町内で鳥獣を目撃した人は、鳥獣の写真や種類、被害をアプリに投稿できる。目撃地点は、地図上に鳥獣の種類ごとに色分けしたピンマークで表示され、個体数などの詳細が分かる。利用は無料。

けものおこしは、IoT（モノのインターネット）サービスの株式会社アイエスイー（三重県伊勢市）製。けものおとの別製品を含め、県内自治体でけものおとを運用するのは飯山市と大町市に次いで3例目。町は従来の防災無線による放送と併用する。

5月下旬、担当の町産業観光課の野端伸匡（のびまさ）さん（25）からアプリの説明を聞いた農業の小林大作さん（36）＝柏原＝は「入力の回数が少なく、扱いやすい」。野端さんは「高齢者にも分かりやすいようにアプリの改良をしていきたい」と話し、積極的な活用を呼びかけている。

町では4月1日～6月2日の間に、熊やニホンジカなどによる作物被害6件、熊の目撃7件の情報が寄せられた。

（信濃毎日新聞・2025年6月12日）

日本のハワイ加速へ 温泉熱マンゴー  
栽培模索 南国フルーツでブランド化  
湯梨浜町

（鳥取県湯梨浜町）

を利用して南国フルーツのマンゴーを栽培し、町産フルーツと一緒に提供する拠点施設の整備を模索している。米国ハワイ郡と姉妹都市提携している同町。温暖な気候でしか栽培されないフルーツの産地になれば、「日本のハワイ」として売り出す同町のブランド化が一層加速しそうだ。

同町内には、マンゴー栽培のノウハウを持つ「センコースクールファーム鳥取」が小学校跡地を利用して水耕栽培などを行っている。同社の協力を得て、温泉熱を利用した完熟マンゴーの栽培を目指す。

町はこれまでに、温泉熱を活用するバイナリー発電に中四国地方で初めて取り組んだ経緯がある。マンゴー栽培や拠点施設の整備も、温泉を活用した町の滞在型観光推進の取り組みの一つで、2027年度の実施を目標に掲げている。

宮脇正道町長は「以前から南国の果物を栽培したい計画があった。マンゴー栽培を一つの経路とし、湯梨浜町の果物を前面に出してブランド化したい」と事業の実現を強調する。

町は、6月補正予算案に基本構想案の策定事業費99万円を計上。民間事業者に委託し、サポートを受けながら本年度中に構想案を策定する。

（日本海新聞・2025年6月13日）

47 行政

本コーナーの記事は施策立案にも役立つ47行政ジャーナルの許諾を受けて掲載しています

<https://47gyosei.jp/>



鳥取県湯梨浜町は、東郷温泉の温泉熱

## 町村

## ご当地キャラじまん

Vol.169

特産品だけじゃない!

文化・歴史を身にまとして観光大使!!

ご当地自慢のおいしいものや伝統行事を身にまとい、  
体を張ってPRしているご当地キャラたちを紹介するコーナーです。  
今回は、中ブロック(北信・東海・近畿)からピックアップ。

中ブ  
ロ  
ッ  
ク

「おみぼん」は、村の伝統工芸である「草木染」の染料の中に落ちて、豊かな自然をイメージさせる緑色になったとされる村のPRキャラクターです。お腹には、村章と同じ「オ」が描かれ、頭に生えている髪の毛は「ミ」を表していて、あわせて「オミ」となります。誕生当初、村の観光パンフレットや商品券等にイラストの「おみぼん」が使われていましたが、2020年9月に開催された村内の筑北中学校文化祭にて、着ぐるみがお披露目されました。以後、村の観光名所「聖高原」や公共の宿「シェーンガルテンおみ」等に出没したり、村内のイベントに参加したりして、村民や観光客と交流を深めています。老若男女から大人気の「おみぼん」。これからも麻績村の魅力を発信し、PR活動を続けていきます。

おみ  
ぼん

長野県麻績村

麻績村PRキャラクター



11月3日(いおみ)に、「聖湖」で誕生。身長はりんご2個分、体重はりんご3個分。「おやき」を食べると大きくなったり、重くなったりする。趣味は、草木染め、スキー、ボート、トレイルランニング、自転車。

い  
ち  
ご

せいか365マスコットキャラクター

京都府精華町



いちごの妖精。場を和ませる不思議ちゃん。傷つきやすいが楽天的な性格。未熟ながら魔法が使える。嬉しいことがあると、手足をバタバタし、クルクルまわる。いちご体操とお昼寝が大好き。

2013年から始まった精華町の健康づくり運動「せいか365」のマスコットキャラクター「いちごの妖精」の愛称を公募し、誕生したのが「いちご」です。精華町の特産物「いちご」をモチーフとしており、2016年11月20日に開催された「せいか祭り2016」でお披露目されました。「いちごファミリー」は、みな顔が「いちご」の形をしているのに対し、「いちご」は「いちご」そのものを体現していて、ころんと丸い恰好のかわいいキャラクターです。「せいか365」活動の先駆けとして2008年に作られた「いちご体操」は、現在バージョン3まであり、この体操の普及活動にも積極的に参加している「いちご」。これからも、精華町の町民の健康づくりをサポートするため、活動を続けていきます。

せいか

田原本町公式キャラクター

タワラモトン



9月30日生まれ。活発で明るい性格。超ポジティブ。好物は、「おにぎり」「味噌汁」「イチゴ」。語尾に「トン」とつけて話す。

奈良県田原本町

町名が「たはらほんまち」ではなく、「たわらもとちよう」であるとアピールしたいこと、そして町内にある弥生時代の「唐古・鍵遺跡」で家畜化されたイノシシまたはブタの骨がみつかったことから「タワラモト」と「トン(豚)」をつなげて「タワラモトン」が誕生しました。キャラクターデザインは、プロ・アマ問わず公募した結果集まった391点の中から最終選考作品5点を選考。最優秀デザインを決定する総選挙は、町役場や町内のイベント会場などで実施し、将来を担う町内の中学校のこどもたちにも投票に協力してもらいました。その結果、8,600を超える投票数から、「タワラモトン」のデザインが選出されました。2018年3月29日に特別住民票と辞令の交付式でお披露目となった後は、町内の各種イベントへの参加や町役場での来庁者のお出迎え等で活躍しています。

## 随 想



鮎釣りで賑わう夏の清流「小国川」

味しい鮎の宝庫清流小国川は、5月になると天然遡上の稚鮎が銀鱗を躍らせて魚道を上っていきま。また、釣り具メーカー等の鮎釣り大会が数多く開催されるなど、全国各地



## 「束になって」わくわくする未来を

山形県舟形町長 森 富広  
ふながた もり とみ ひろ

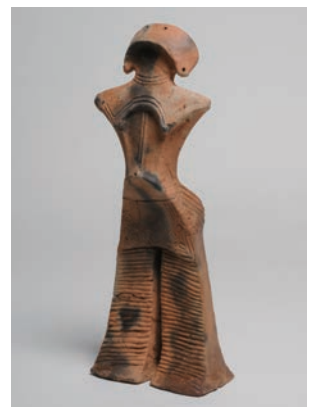
は、国内4番目の国宝に指定されま

した。この「縄文の女神」は、欠損部が無く完全に復元された学術的にも、造形的にも、縄文時代を代表する土偶であり、その優美かつ圧倒的な造形力に加え、当時の信仰や精神世界を表現した芸術品としても高く評価されています。そして、縄文時代より、ここ舟形町に人々が暮らしていた証であり、現在、この舟形町に住んでいる私たちの誇りであります。

自慢その③は、町民の皆さんです。明治末期から昭和30年代まで亜炭産

私の愛する舟形町は、山形県の北部に位置し、最上川に注ぐ清流小国川の流域に沿って、南北に6.5km、東西に27.4kmと南北に狭く、東西に細長い地形で、町の面積の7割を山林が占める、水と緑の豊かな町です。気候は夏季冬季の寒暖差が激しく、山間部では2mを超える積雪となり、生活するうえで少し厄介な面もありますが、これもまた町の個性・特徴と受け入れております。さっそく、私の舟形町自慢を述べさせて下さい。自慢その①は、本町を東西に流れる清流小国川です。美

から釣り人が訪れます。また、その清流は本町水田の約70%に農業用水として灌漑されていて、豊かな自然の恵みとして水田と私たちの生活を潤しております。自慢その②は、国宝「縄文の女神」です。周囲の丘陵地帯と最上川や清流小国川の豊かな自然は、悠久の古から人々に豊かな生活の糧を提供したと考えられ、平成4年に西の前遺跡から出土した土偶は、日本最大の高さ45cm、均整の取れた八頭身の全身立像で、「縄文の女神」と呼ばれています。平成24年に土偶として



国宝土偶「縄文の女神」

業で栄え、最盛期には1万人を超えた人口も、エネルギー革命により衰退し、半分にまで減少しました。それでも、忍耐強く、皆で助け合いながら、歴史や文化を継承し、現在も

住み続けている町民の皆さんには感謝の言葉しかありません。

私は、この自慢の舟形町を未来へとつなげる為、時代の変化に対応しながら、縄文の古より豊かな自然の恩恵を受けて、この地で育まれた歴史や伝統文化を守り、こどもからお年寄りまで「住んでいる人が誇れるまちづくり」をめざし、令和2年に策定した第7次総合発展計画では、めざす町の将来像を、住んでいる人が誇れるまちづくり「わくわく未来ふながた」とし、人口が減少しても町民の誰もが幸せを実感し、そして

その未来に「わくわく」することのできる「わくわく未来ふながた」を創造しよう。と、職員の方や町民の皆さんと一緒に努力しております。いたって凡庸な私が町長をさせてもらって10年目となりますが、町をマネジメントするうえで、スポーツや中学校で野球を指導した経験が、非常に役立っています。その当時の野球部は、同学年で9人揃うことは無く、逆に全員で10人の時もありません。チームが強くなる為には、目標を共有し全員野球で戦う意識を持つことと、厳しい練習が必要でした。その為、チームの目標はこどもたちが決め、自分たちの目標であることを強く認識させながら、練習内容の目的・効果を理解させ努力しました。三振やエラー等、プレイの結果については批判せず、対戦相手の狙い球や打者の打球方向、チーム戦術等をアドバイスし、こどもたちが楽しく野球できるように努めました。部訓は「礼儀・感謝・全力疾走」で、これを徹底すると審判や観客も味方になることができました。個々の選手能力では劣っていても、集団で戦えば勝てることを指導し「束になってかろう」が合言葉でした。結果、6年連続県大会出場、時には東北大会まで出場することができました。うれしいことに、野球を指導したこどもたち5人が大学卒業後、舟形町の職員として一緒にまちづくりをしております。野球と同様にまちづくりも、主事補から町長まで「束になって」町民の幸せという目的のために頑張っております。

サマージャンボ

7  
億円

1等・前後賞合わせて7億円

1等5億円、前後賞各1億円

当さんの  
チャンス広がる!サマージャンボ  
ミニ

5,000万円

1等・前後賞合わせて5,000万円

1等3,000万円、前後賞各1,000万円



この宝くじの収益金は、

市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

7月11日金 同時発売

●発売期間：7月11日(金)～8月11日(月)

●抽せん日：8月21日(木)

各1枚  
300円PCやスマホで  
ネット購入!

宝くじ公式サイト

<https://www.takarakuji-official.jp/>

2025年市町村振興宝くじ

一般財団法人 全国市町村振興協会